平成２２年（フ）第２８０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目15番21号
債務者　安本　亜紀（旧姓矢上）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８５号
北九州市小倉北区下到津２丁目７番11―109号
債務者　百濟　康信
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４号
宮城県登米市迫町佐沼字光ケ丘22番地
債務者　小松けい子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１５号
宮城県登米市豊里町新田町182番地
債務者　佐藤　康恵
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４８号
島根県安来市利弘町156番地
債務者　二岡　正弥
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２号
島根県飯石郡飯南町上赤名937番地
債務者　津和野太架央
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
島根県雲南市大東町大東下分207番地
債務者　糸原　慶子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２号
福島県双葉郡浪江町大字酒井字塚前31番地
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６０号
神奈川県座間市相模が丘４丁目32番６号
債務者　永井　勝夫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９９号
静岡県磐田市上神増1235番地67
債務者　磯部亜由美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
神奈川県大和市福田3972―74、住民票上の住所横浜市旭区三反田町207番地の10
債務者　高橋　義昭
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０号
川崎市川崎区渡田２丁目19番17号
債務者　坂口　純子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
川崎市川崎区京町１丁目３番11号　鴨谷コーポ103
債務者　山城　由美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
川崎市中原区市ノ坪646番地　藤井荘２Ｆ
債務者　梅田　　明
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
川崎市宮前区菅生２丁目13番43―201号
債務者　木下　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
川崎市宮前区菅生１丁目１番８―306号シャトレー菅生
債務者　小渡　光雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係